

## 理 由 書

湯河原中央土地区画整理事業は、国道 135 号及び県道 75 号（湯河原箱根仙石原）に面した約 50ha の区域において、中学校及び町役場庁舎の完成を契機とした急速な家屋の新築の増加に伴って道路水路の不法使用、土地境界の紛争等が相次いで起こるなど、いわゆる「スラム街化」の傾向を示すに至ったことから、その改善を図るため、昭和 42 年 8 月に都市計画決定されました。

その後、昭和 46 年 12 月に本区域のうち約 41.9ha を湯河原都市計画事業湯河原中央土地区画整理事業として事業認可を取得し、平成 7 年 2 月に事業が完了しています。

残る約 8.1ha の事業未着手区域（以下、「未着手区域」という。）は、事業化されずに、都市計画決定から既に 54 年が経過しています。

未着手区域においては、都市計画決定からの時間経過や、社会情勢の変化により昭和 42 年当時の都市計画決定の理由とする「スラム街化」の傾向や、土地区画整理事業の実施の要望等もなく、都市基盤整備状況の検討の結果、土地区画整理事業による一体的な整備を行う必要性がないことから、施行区域の縮小を行うものです。